

学校いじめ防止基本方針

新居浜市立西中学校

はじめに

「いじめ」が社会問題としてクローズアップされだして、30年余りが過ぎようとしている。しかし、いじめを苦にした自殺は後を絶たない。また、近年の急速なネット社会の到来は、新たないじめ問題の火種を落とし、ますます複雑化、潜在化する様相を見せている。こうした中、学校では全ての教職員がいじめ問題に取り組む基本姿勢について確固たる認識を持った上で、組織的にいじめ問題に取り組むことが求められている。

そこで、本校では、平成29年1月に施行された『いじめ防止対策基本法』を受け、これまでの本校の『学校防災マニュアル』に示された内容を見直し、いじめ早期発見の手立てやいじめが起きた場合の対応の在り方等のポイントを具体的に示すとともに、いじめの未然防止、早期発見、早期対応についての基本的な考え方を加えて、「学校いじめ防止基本方針」をここに作成した。

今後は、校内研修を実施するなど積極的に活用を図り、全ての生徒が生き生きとした学校生活を過ごすことができるように人権環境を整備して、西中からいじめを根絶していく決意である。

1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(2) いじめの禁止（いじめ防止対策推進法第4条）

児童生徒は、いじめを行ってはならない。

(3) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(4) いじめの理解

いじめ問題に取り組むに当たっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期

対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑩は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめは、どの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめを傍観することは、いじめ行為と同様に許されないことである。
- ④ いじめは、生徒からの自発的な訴えが寄せられにくく、事実の発見が難しい問題である。
- ⑤ いじめは、安易な気持ちや間違った認識から発生することもある。そのため、けんか、ふざけ合いが起きた場合、いじめに該当するかどうか判断する必要がある。
- ⑥ いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめは、解消後も注視が必要である。
- ⑧ いじめは、教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑨ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。

2 いじめ防止等のための対策に関する事項（未然防止のための取組等）

(1) 学級経営の充実

- ・ 生徒たちや学級の様子を知るためには、教職員の気付きが大切である。同じ目線で物事を考え、生徒たちと場を共にし、その中から、生徒たちのささいな言動を見逃さず、生徒の置かれた状況や精神状態を推し量る感性を高めていかなければならない。
- ・ 生徒たちの自主的、自治的活動を保障し、規律と活気のある学級集団づくりを進める。
- ・ 主体的な活動を通して、生徒たちが自分自身を価値のある存在だと認め、大切に思う『自尊感情』を感じ取ることのできる学級集団をつくる。
- ・ 学級のルールや規範がきちんと守られるような指導を粘り強く行う。また、改善に向けて、毅然とした指導を徹底する。
- ・ 担任として、自らの学級経営の在り方を定期的に見つめ直し、見通しをもって進める。

(2) 人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ということを生徒たちに理解させる。また、生徒たちが人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

(3) 道德教育の充実

- ・ 学校の教育活動全体を通じて、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を培い、具体的な生活に生かすことができるようにする。
- ・ 道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業は大きな力を発揮する。特に、いじめをしない、許さないという人間性豊かな心を育てることが大切である。
- ・ 心揺さぶられる教材や資料と出会い、人としての「気高さ」「心遣い」「優しさ」などに触れれば、自分自身の言動を省みて、いじめを抑止することができる。そのことを考え、教材や資料の内容を十分に検討し、年間指導計画に位置付け取り扱う。

(4) 体験活動の充実

生徒たちが他者や社会、自然との直接的な関わりの中で、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自分自身が気づき、発見して体得できるよう、積極的に福祉体験や勤労体験、自然体験などの体験活動を発達段階に応じて教育活動に取り入れる。

(5) 生徒の主体的な活動

生徒が、自分たちの問題としていじめの予防と解決に取り組めるよう、生徒の考えを大切にした生徒会活動を推進する。

(6) 分かる授業づくり

学校生活の大半を占める授業が「分かる授業」になれば、生徒は自己肯定感を高め前向きに生活を送ることができるようになる。そのために次の5点に留意し、授業を実践する。

- ・ 生徒主体の授業である。
- ・ 授業の中に生徒が熱中できる活動がある。
- ・ 授業の中に生徒が考える活動がある。
- ・ 授業の中で生徒同士の対話がある。
- ・ 授業を終えた時に学力が身に付いている。

(7) 特別活動の充実

- ・ コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実を図る。
- ・ それぞれの発達段階に応じて、より高い達成感を味わえるような特別活動の内容の工夫・改善を行う。
- ・ 学年集会及び生徒集会を計画的に実施し、発表の場や意見交換の機会を増やす。

(8) 相談体制の整備

- ・ 定期的な教育相談週間を設けて、希望相談、呼び出し相談を実施する。希望相談の場合は、相談する相手も生徒が選択できるようにする。
- ・ ハートなんでも相談員の相談日を生徒・保護者ともに確実に連絡し、いつでも相談できる体制を整える。
- ・ 相談窓口を紹介し、多くの人に話を聞いてもらうことにより、本人や保護者の負担を軽減できるように努める。
- ・ 必要に応じて民生・児童委員に働き掛けながら、地域との連携・協働を進める。

いじめ相談ダイヤル 24	24 時間	0570-0-78310
子どもの人権 110 番	平日 8:30～17:15	0120-007-110
愛媛県少年相談（県警本部代表）	24 時間	089-934-0110
チャイルドライン（18 歳までの子ども専用）	月～土 16:00～21:00	0120-99-7777
子ども電話「ひびき」（18 歳までの子ども専用）	毎月 5、0 のつく日 16:00～21:00	0120-920-810

(9) インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策

生徒が発信された情報の高度な流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように必要な啓発活動を行う。また、インターネットや携帯電話等についての教職員研修を実施するとともに情報モラルの授業の充実を図る

(10) 発達障がい等への共通理解

PDD、LD、ADHD等、発達障がいのある生徒に対するからかい等からのいじめへの発展を防止するため、障がい特性の理解や具体的な関わり方の研修を行い、共通認識の下、周りの生徒への指導や本人への配慮等の対応方法を工夫する。

(11) 保護者への啓発

P T A代議員会や保護者学級懇談会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、学校・学年だより等による広報活動を積極的に行う。

3 いじめの早期発見（いじめを見逃さない・見過ごさないための手だて等）

(1) いじめの態様

いじめの態様について、その行為が犯罪行為として扱われるべきと認められる場合、いじめられている生徒を守り通すという観点から、毅然とした対応を取ることが大切である。

《 分 類 》 《抵触する可能性のある刑罰法規》

ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる ……………脅迫、名誉毀損、侮辱
イ 仲間はずし、集団による無視 ※刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要
ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする ……………暴行
エ ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする ……………暴行、傷害
オ 金品をたかれる ……………恐喝
カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする ……………窃盗、器物破損
キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする ……強要、強制わいせつ
ク パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる ……………名誉毀損、侮辱

(2) 指導体制の確立

- ・ **週**に1回、生徒指導委員会を開き、生徒指導上の問題等について共通理解を図り、迅速に対応する。必要に応じて臨時にも行う。
- ・ 職員会議の最後に生徒情報の交換を行い、教職員全員で生徒の様子を見ていけるように共通理解を図る。
- ・ 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、学年主任との報告・連絡・相談を徹底し、情報がスムーズに共有できるように気を付ける。

(3) 早期発見のための取組

- ・ 日記指導等を通して、担任と生徒・保護者との連絡を密にし、信頼関係を構築し、何でも言うことができる関係を築く。
- ・ 欠席や遅刻、事故や紛失物、学級での様子など細かい点にまで気を配り、生徒の発するサインを見逃すことなく、適切に対応する。

(4) アンケート等調査の工夫

- ・ 定期の「いじめ調査」を毎月必ず実施し、「絆アンケート」の内容にも細心の注意を払う。
- ・ 年2回Q-U検査を実施し、生徒の人間関係を客観的に分析し、孤立、疎外傾向にある生徒への適切な支援や学級経営の参考とする。

(5) 保護者との連携・情報の共有

- ・ 日常から連絡を密にし、生徒のよさを家庭に伝えるなど、円滑に情報交換ができる信頼関

係を築いておく。

- ・ 学校評価等の調査を利用し、保護者の意見をできるだけ多く吸い上げ、学校運営に生かす取組をする。また、学校評価項目に、いじめについて認知件数、アンケート、個人面談、行内研修の実施状況などを加える。

(6) 地域及び関係機関との連携

- ・ 西中学校区、小中3校の教職員が児童生徒を校区の子どもとして見守り指導するとともに、3校が気軽に連絡できる体制を整えておく。
- ・ 西中学校区の生徒指導主事が連携し、校外の巡視を行い、気になることがあれば気軽に相談できるよう共通理解を図る。
- ・ 公民館や前田交番、自治会長、主任児童委員など地域の方々と日頃から連携を図り、情報がスムーズに学校に届くようにしておく。

(7) インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

- ・ 「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していく。
- ・ 未然防止には、生徒のパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う。

4 いじめに対する措置（早期対応、認知したいじめに対する対処等）

(1) 被害生徒等の保護

何よりもまず、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒を保護し、安全安心を確保する。

(2) 事実確認・情報共有

- ・ いじめの事実確認においては、加害生徒からいじめ行為に至った経緯や心情を聞き取るとともに、周囲の生徒や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。
- ・ 短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応し、管理職等の指示の下に教職員間の連携と情報共有を行う。
- ・ 情報として、「加害者と被害者」「時間と場所」「内容」「背景と要因」「期間」を個人情報に注意しながら、把握しておく。

(3) 組織（「いじめ対策委員会」）での対応

ア 「いじめ対策委員会」は校長が招集する。メンバーは、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭とし、場合によっては、該当生徒の学級担任、相談員を加えるなど、柔軟に対応する。

イ 「いじめ対策委員会」は、いじめ対策に特化した委員会とする。

ウ 「いじめ対策委員会」は、学期に1回程度開催し、定期的に点検・評価を行う。

エ 現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。

オ いじめ事案の発生時は、委員会を開き、事案に応じて調査班や対応班を編成し対応する。

(4) 被害生徒・保護者に対する説明、支援

- ・ 生徒に対しては、つらい気持ちに共感し、最後まで守り抜くことを伝える。また、自信を持たせるような言葉掛けを行い、自尊感情を高めるように配慮する。

- ・ 保護者に対しては、発見したその日に家庭訪問を行い、事実関係を伝えるとともに、学校の指導方針も伝え、今後の対応についても協議する。
 - ・ 継続して家庭との連携を取りながら、家庭での生活の変化に注意をしてもらい、ささいなことでも相談するように伝える。
- (5) 加害生徒への指導及び保護者への支援
- ・ いじめた気持ちや状況などについて十分聞き取り、生徒の背景にも目を向けて指導する。
 - ・ いじめは人として決して許されない行為であるということを理解させるため、毅然とした態度で粘り強く指導する。
 - ・ 保護者には、正確な事実関係を説明し、「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした態度を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- (6) 教育委員会への報告・連絡・相談
- 通報を受けたときや、学校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、いじめの事実の有無を確認し、その結果を教育委員会に報告する。
- (7) 安全措置
- いじめられた生徒が安心して学校生活を送れるよう、必要に応じていじめた生徒を別室で指導したり、心身の安全が脅かされる場合には教育委員会と連携して出席停止にしたりして、被害生徒が落ち着いて学校生活を送れるようにする。
- (8) 懲戒
- ・ 生徒がいじめを行っている場合で教育上必要があると認められるときは、適切に懲戒を加える。
 - ・ 特に、傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為を繰り返し行う等性行不良であって他の生徒の教育に妨げがあると認める生徒があるときは、その保護者に対して、生徒の出席停止を教育委員会に具申する。
- (9) 犯罪行為として取り扱われるべきと認められるとき
- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、教育委員会に連絡し、警察署とも相談をして対処する。
- (10) 生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるとき
- 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

5 いじめの防止等の対策のための組織の設置

- (1) 「いじめ対策委員会」の設置
- (2) 構成員
- 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭
必要に応じて、該当生徒の学級担任、相談員など
- (3) 活動内容
- ア 未然防止のための取組
 - イ 早期発見・早期対応の取組
 - ウ 指導体制の確立
 - エ 対応の方針決定
 - オ 年間取組計画の策定と見直し
 - カ 取組評価アンケートの実施・考察

6 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

- ・ いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
(生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等)
- ・ いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは迅速に調査に着手する。)

(2) 調査組織「緊急いじめ対策委員会」の開催

ア 構成員

【西中教職員関係者】

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、該当学級担任
ハートなんでも相談員

【外部関係者】

新居浜市教育委員会担当者、学校評議員、惣開公民館長、若宮公民館長、PTA会長、民生・児童委員

(必要に応じて外部専門家等を加える。)

イ 対応

- ・ いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合は、いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査を実施する。
- ・ いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に調査に着手する。
- ・ 質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる生徒やその保護者に説明しておく。

ウ 調査結果の提供・報告

- ・ いじめを受けた生徒及び保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。
- ・ 関係者の個人情報には十分配慮して、報告を行う。
- ・ 個人情報保護を理由に、説明が曖昧になったり怠ったりすることがないように十分注意する。

エ 事後措置、再発防止

- ・ 調査結果を踏まえた必要な措置を行い、再発防止に努める。
- ・ 教育委員会の指導、助言を受け、連携をしながら学校運営に臨み、再発防止に努める。

令和8年3月31日策定